

## 那覇市広告入り介護保険べんり帳無償提供者募集事業に関する 提案審査評価要領

### 1. 目的

那覇市広告入り介護保険べんり帳広告審査会が、那覇市広告入り介護保険べんり帳無償提供者募集事業に係る企画提案（以下「本提案」という。）の審査を実施するうえで必要な評価の基準及び選定に関する具体的な事項を定めることを目的とする。

### 2. 審査評価基準等について

各審査にかかる評価基準等は、以下のとおり。

#### (1) 評価項目

提案審査の基準は下記のとおり。

評価項目	
1	実施体制・遂行能力
2	事業における実績
3	行政情報掲載方法の工夫
4	その他の提案事項

#### (2) 審査評価方法

審査は提案書の書類審査とプレゼンテーション審査を行う。

審査区分	審査方法	評価対象	点数配分(点)
提案審査（50 点満点）	「企画提案書」及び提案プレゼンテーション	提出書類一式 提案内容	50

#### (3) 採点方法

提案審査は、評価項目に基づいて行う。標準採点は「3点」とし、評価項目の内容を審査の上、優劣により以下の範囲で採点する。

評価項目に明確な評価ができない項目がある場合は、公平性を保つため、提案全

事業者同一で3点として採点する。

5点	非常に優れている
4点	やや優れている
3点	標準的である
2点	やや劣っている
1点	劣っている
0点	評価対象外

(4) 審査員欠席時の取扱い

欠席により、全部又は一部に関わらず全提案事業者の評価が行えなかった場合、公平性の観点から、欠席した審査員の持ち点は採点に反映しない。

(5) プレゼンテーションの順番

提案プレゼンテーションの順番は、提案書の受付順の逆順とする。

(6) 審査スケジュールについて(予定)

令和8年3月2日（月） 提案書提出最終日

令和8年3月16日（月） 提案審査（プレゼンテーション）案内通知

令和8年3月27日（金） 提案審査（提案プレゼンテーション）（委員）  
優先交渉権者決定

#### 4. 優先交渉権者および次点交渉権者の選定方法について

(1) 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定

評価結果に基づき、順位を第一位とした委員の数が最も多い事業者を優先交渉権者とし、順位を第一位とした委員の数が次に多い事業者を次点交渉権者に選定する。ただし、各委員の採点の合計が6割に満たない場合は選外とする。

(2) 第一位とした委員の数が同数である事業者が複数いる場合について

順位を第一位とした委員の数が同数の事業者が複数となった場合は以下の流れで選定を行う。それでも複数となる場合は、委員会の合議により順位を決定し、採用候補者を選定する。

ア 順位を第一位とした委員の数が同数の事業者が二者以上ある場合は、当該事業者の順位を第二位とした委員の数が多い事業者を優先交渉権者とする。

イ 上記アの場合において、順位を第二位とした委員の数が同数の事業者が

二者以上ある場合は、当該事業者の順位を第一位とした委員の当該事業者に係る採点の合計点が最も多い事業者を優先交渉権者とする。

(3) 第三位以降の順位について

第三位以降の順位については、審査評価の採点の合計数が多い順とする。

5. 審査結果の通知について

結果については、選定後速やかに、結果通知書及び本市ホームページにより通知するものとする。その際、公表の内容は優先交渉権者及び次点交渉権者の決定通知のみとし、審査の詳細については公開しないものとする。また、結果に対する異議は受け付けない。

6. その他

- (1) 審査評価に使用した提案書、評価シート等については、審査評価終了後、事務局にて回収する。
- (2) その他、本要領に定めのない事項については、必要に応じて別に定める。